

養林庵文書について

——由緒と沿革の紹介をかねて——

A Study of "Yorin-An Monjo" with Its Supplementary Catalogue

西口順子
佐藤文子

一 はじめに

京都市上京区に所在する養林庵は、天正十三年（一五八五）に建立されたと伝えられる禅宗尼寺で、近世においては比丘尼御所宝鏡寺の末寺として存続していたことが知られている。開庵後ほどなく一旦廃絶にいたり、寛永年間の再興にいたるまで「亡所」となっていたため、開庵当初の事情は、山城国深草村三十一石を安堵した朱印状のほかは、具体的には伝わっていない。

このほどこの養林庵の文書群について悉皆調査をおこなったところ、伝えられた文書の総点数は二一九点におよんでいる。その概要をみてみると寺領関係の文書が量的にもっとも多く、つづいて再興時の由緒にかかわるものである。本稿ではこれらの調査報告をかねて、養林庵の基本的由緒を確認し、宝鏡寺の末寺という立場にありながら、寛永年間における再興以降、武家方の後見を受け、ついには臨濟宗から曹洞宗への改宗、宝鏡寺からの離末、という道筋

をたどっていった養林庵の歴史にふれていきたい。

二 再興にいたる経緯

本寺である宝鏡寺側に伝えられるところによると、養林庵開基の当初は園家からの住持相続が恒例であったというが、その証左となるべき史料は存在していない。天正十三年の開基のち再興にいたる寛永年間には、おもだった堂舎もうしなわれ、完全に廃絶していたようであるから、いずれにしても廃絶以前において住持相続が何代にもわたり、寺庵が継続していたとは想定しにくい。

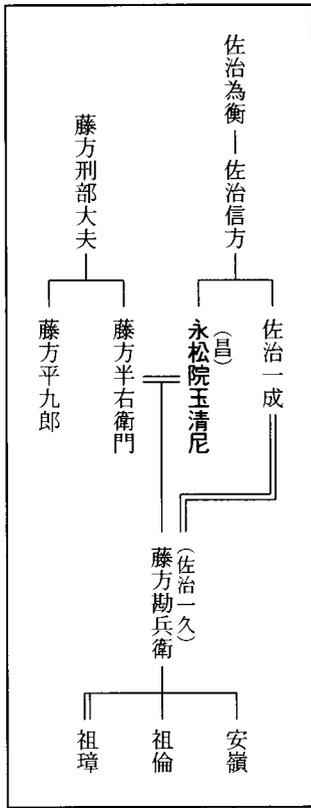
養林庵に残される由緒類は、享保年間において、宝鏡寺との間におこった後任人選をめぐる相論を契機として編まれたものを主体とする。いま仮にこれらに拠るならば、再興の際のいきさつはおおむね以下のとおりである。養林庵の中興開山とされる春松院寿光は、家康の同母異父妹で松平家清の室であった天桂院の娘であった。春松院は松平忠利に嫁していたが、寛永九年の夫死没のころを契機として出家、適切な庵所を求めていたところ、かつて宝鏡寺の上臈寺が営まれていた養林庵の地を申請したという。この前後の事情については、宝鏡寺との相論のさなかに作成された「養林庵由緒」⁽²⁾には次のように記す。

春松院殿と申候は、父は松平玄蕃頭家清、御母公は天桂院殿と申候而、東照宮様御同腹之御妹二而御座候、右春松院殿御出家候而御上京被成、可然庵地御尋被成候所、宝鏡寺理光様御下二養林庵と申寺地、其節亡所二而有之候を、御申請被成、当分御普請等は御舎弟玄蕃頭殿御取繕候而、御在院被成候、御母公天徳院殿為御菩提当院御建立思召立東照宮様江被仰上候処、御尤二被思召、御黒印被下置候、相続キ従台徳院様御朱印頂戴二而候、然共

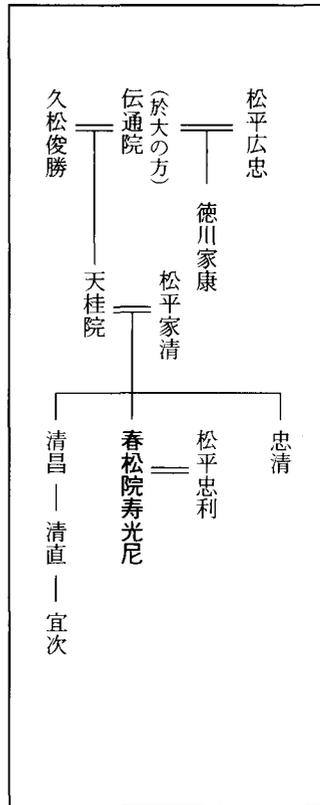
建立之儀難及自力、其節之御諸司代板倉周防守殿江御相談被成、依之周防守殿折々養林庵江御出被成候、兎角御直二御願被仰上候様二周防守殿被仰候故、関東江御下向被成候所、近江地へ御氣分御勝不被成、桑名城主松平隠岐守殿は御従弟故、御立寄御保養被成候得共、段々御病氣差重御養生不相叶、猶彼地御遷化被成候、其刻養林庵之儀向後陪臣を不撰武家へ致弟子取、弟子讓二相続仕候様二堅々御遺言被成候而、御黒印御朱印敷地水帳迄御舎弟玄蕃頭殿江御預ケ置被成候、御遺骸は玄蕃頭殿御領分三州西之郡安楽寺二葬申候

これによれば、寺庵の普請には当初春松院の弟であった松平清昌があたり、母親である天徳院の菩提所とするためという名分で幕府側の後見を求めたが、春松院自身は江戸に相談に赴く途中桑名にて病没したという。

春松院の没年は不明であるが、現実には庵地を申請けたものの、再興の志なかばにして没したので、二代に数えられる祖倫の入寺までは断絶期間があることになる。春松院没後、寺領安堵などの権利関係の書類は、弟清昌の預るところとなっていたが、次にみるように、寛永九年（一六三二）十月にいたって、これら一切は永松院なる尼僧に譲渡されるという過程をたどる。⁽³⁾



系図 1



系図 2

一、養林庵御寺屋敷之儀、今度松平玄蕃頭所へ永松院様より御もらい被成候二付、御本寺宝鏡院様へも御理被仰上、何方も御合意之上ヲ以、御寺進上被申、就其御寺領御朱印水帳百姓いづれも不残引渡申候、以来此御寺又ハ御屋敷御知行二付、若脇ゝいらん申仁御座候は、玄蕃頭方ヨリ急度相濟候而可遣候、其段我等共慥ニ御請申候条、自然御むつかしき儀出来申候は、何時成とも罷出、埒明可申上候、仍為後日如件

寛永九年申十月廿六日

永松院様 御内衆迄

長坂半左衛門 (花押)
井上七郎右衛門 (花押)

右の文書は、これ以後住持交代のたびに養林庵寺地の所有権を示す支証として、掲出されるものであるが、やや文脈が難解でこの文書のみでは経緯が理解しづらい。このとき松平清昌方から宝鏡寺のほうへ提出された以下の口上書

をあわせてみると、ことのはらまはしは明確になる。⁽⁴⁾

一、今度瑤林庵御寺屋敷之儀二付、松平玄蕃頭所へやうせうゐん殿より丹羽式部殿を以、御もらいなされ候喝食を御取立候て、春松院跡次二御すへなさるへきよし二御座候故、則御寺領御朱印相添、やうせゐん殿へ渡被申候、御寺売買などに仕候義聊以無御座候、此旨少も相違御座候は、以来御せんさくなさせられ如何様二成共可被仰付候、仍後日之状如件

寛永九年

松平玄蕃頭内

十月廿三日

長坂半左衛門

書判

宝鏡寺宮様御内

保持者様

景山市左衛門殿

井上七郎左衛門

書判

これらの示す経緯は、松平清昌のところへ永松院からもらいうけていた弟子の喝食を、養林庵の後住にたてることとなったので、寺領安堵の朱印状などを、後住の後見人である永松院に譲渡するというものである。永松院なる尼僧の実家は、尾張佐治氏で、父は大野城主佐治為衡の子佐治信方、母は信長の妹お犬、永松院自身は信長の姪にあたることになる。彼女は北畠の家臣であった藤方朝成の子半右衛門に嫁していたが、その子勘兵衛（佐治一久）は永松院の兄佐治一成の養子となり、母方の姓を名のった。永松院が弟子として養林庵に入寺させた祖倫は、この一久の娘で彼女からは孫にあたる。

ここにみる寺領安堵書類の委譲は、寺庵経営権の委譲を意味するにほかならず、永松院は養林庵跡目となる孫の後見人として、実質的には養林庵経営上の責任者としての立場に立ったものと考えられる。⁽⁵⁾ これ以降永松院の実家である佐治氏との養林庵とのかわりは、ことのほか深く、このことが歴代住持の相続の因縁をさらに複雑なものとすることになる。

養林庵歴代住持表

養林庵歴代住持	入寺もしくは相続	入寂年月日	出自など
中興開山春松院殿寿光尼禪師		寛永八年七月八日寂	松平玄蕃頭家清女、母は天桂院（家康同母妹）
二代白室祖倫尼禪師	寛永九年七歳入寺	貞享三年七月七日寂	佐治勘兵衛女、永松院（信長姪）の孫にして弟子
三代梅月祖俊尼禪師	延宝五年入寺	元禄二年六月五日寂	丹州鹽部牢人井上理右衛門女
四代月海祖澄尼禪師	貞享四年入寺	享保九年八月十一日寂	松平民部大輔家来柳沢新右衛門女、綾小路中納言俊景卿猶子
五代如桂祖璋尼禪師	享保十四年六月五日跡願		寺沢志摩守牢人筑山四郎左衛門女、清閑寺一位熙房卿猶子
六代真厚祖欽尼禪師	享保十六年正月六日宝鏡寺へ礼	元文五年八月廿日寂	藤堂宮内家来常岡半右衛門女、山本中納言公尹卿猶子
七代大峯祖仙尼禪師	元文五年十二月住職	宝曆八年三月十五日寂	六条前中納言有起卿猶子、牧野越中守殿家来小山彦右衛門女

八代白光祖雪尼禪師	宝曆八年三月十五日任職	文政七年七月廿一日寂滅八四	六条前大納言有起卿猶子、松平肥前守殿 家来長森以休女
九代千巖祖松尼禪師	天保五年五月任職	嘉永元年七月廿三日寂滅六三	六条前大納言有庸卿猶子、表向は近江滋 賀郡栗原村郷土畑庄司女、実は、加賀藩 小姓祖沢咲宗右衛門女
十代寂宗觀光尼禪師	嘉永二年二月任職	明治元年十一月十日寂	小出信濃守家来宇野藤藏女
十一代宗家祖田觀苗尼和尚	文久元年四月十九日任職	明治二十七年四月二十三日寂	六条宰相中将有言猶子、園部藩小出家中 宇野藤藏女
十二代天明常倫尼和尚		昭和二年五月五日寂	
十三代靈室見光尼和尚		昭和五年四月六日寂	

〔養林庵文書〕をもとに構成

三 後住相論

養林庵の住持交代については、本寺である宝鏡寺に対して後住願を提出してのち、後住聞届の礼をして交代をすますといった方式がとられたようであるが、後住の人選に対し、宝鏡寺が本寺としての権限を具体的に発動するということは、再興以降、貞享四年（一六八七）入寺の四代祖澄にいたるまでみられない。二代三代の住持相統は永松院の実家である佐治氏からの入寺によるもので、これは佐治氏が事実上寺庵の後見者であったということを反映してのことと考えられる。

享保年間に宝鏡寺とのあいだにおこった相論は、養林庵後住の人選に端を発し、宝鏡寺の意にそぐわない人事を強

行したとして養林庵住持退院命令に発展し、朝廷と幕府とをまきこむ大きな出入りとなった。

時の養林庵住持五代祖璋は、入寺に先立って、二代祖倫の実父佐治一久（宗也）の子安嶺なる禅僧の肝煎によって、いったん一久の養子となり、佐治氏の者として入寺していた。養林庵に残される「養林庵弟子取二付願書等留帳」⁶によれば、住持交代のことは、享保二年（一七一七）二月ごろよりたびたび宝鏡寺へ願い出していたことであつたといふ。宝鏡寺からは、時期尚早などの理由で半年あまり延引を強いられ、享保四年の九月になって幾度めかの願い出をしたところ、翌年八月になって、宝鏡寺より弟子取りの儀は心得違いと返答を受ける。翌月には不届きな後住により養林庵住持への退院命令とともに、朱印状と什物の召し上げが命じられるにいたる。このことは養林庵側のことのほか強い反発をまねくところとなる。

寛永年間における再興以来、かかる後住の人選に関しては、中興開山である春松院が家康の姪であり、信長の姪永松院の後見によって二代がすえられるといった経緯から、本寺が具体的に介入してくる余地は事実上なかつたものともみるべきであろう。その意味では、養林庵は宝鏡寺との関係において、形の上では末寺というたてまえをまもりつつも、完全に武家方の後見によって、経営され存続されてきた寺であつた。前例のない住持退院命令という宝鏡寺側の強行策に対して、養林庵側は、水面下で京都所司代松平忠周と連携をとりつつ、次のような願書を直接伝奏へ提出するという手段をとることになる。

乍恐口上書を以奉願候、私儀此度弟子取願之儀二付候而、宝鏡寺宮様思召二叶不申、不届二被思召候由にて退院被仰付候而、御朱印什物等御取上被遊候由被仰渡候、養林庵御朱印之儀は、前々々直頂戴仕来、無住二而も御朱印之儀ハ当寺ニ差置申候、其上代々弟子讓之寺ニ而御座候処、此度願不相叶退院被仰付候段、迷惑至極仕候、御慈悲を以可然様ニ御沙汰奉願候、以上、

戊九月四日

養林庵

璋首座

徳大寺右中将様御内

堀川播磨守殿

小川飛彈守殿

庭田前大納言様御内

水嶋右近殿

平山織部殿

養林庵に退院を命令し、朱印状及び什物類の召上げを命じた宝鏡寺に対して、養林庵側の主張は、朱印状は幕府より直接養林庵宛てに下し置かれたものであり、後任相続についてもこれまで（本寺が人選することはなく、）代々弟子譲りにてこれをおこなってきたのであるから、このたびの退院命令ははなはだ不当なものであるというものであった。事態はこれにとどまらず、宝鏡寺は直ちに養林庵境内に番人を置き、山城国深草村の養林庵領三十一石についても、当年の納米を行わぬよう村方から念書をださせたため、困窮した養林庵側は、九月二十二日には、松平伊賀守と伝奏との両方に番人撤退と納米差押えの撤回措置を取りはからうてくれるようお願いしている。

伝奏に宛てた養林庵からの最初の願書は九月三日に提出され、ひとたび差戻されているのだが、このときの庭田からの返答は、「先達而武家より養林庵之儀ハ承居申候、武家より申参候儀御座候故、宝鏡寺様江御通達申候儀御座候間、此書付二及申間敷候」というものであった。この間の伝奏側の立場は、武家の意向に添うようにということ念頭においているようであり、松平忠周の動きが実質的に関与していたものと思われる。

同日、養林庵にたいし、京都町奉行所から案件取調べのための出頭命令がだされるが、もとより宝鏡寺末寺である養林庵に対して、幕府の出先である奉行所は、直接の指示を出すことができない。この折の伝達は、両奉行より御所付武家小宮山丹後守を通じて伝奏へ、伝奏から養林庵へという経路をたどり、以後かならず伝奏をとおして指示がおこなわれた。

奉行所の取調べの内容は、養林庵住持の出自についての前例や、本寺である宝鏡寺がこれまで住持の人選権を行使してきたのかどうかを問うものであった。養林庵はそれに対し、以下のような返答書を提出している。

覚

- 一、二代目倫首座親佐治勘兵衛与九郎と申候哉と御尋被成候、与九郎儀ハ勘兵衛親ニ而御座候
- 一、五代目璋首座養父之儀、二代目倫首座親と同人ニ而御座候、璋首座儀は佐治宗也子安嶺和尚之肝煎ニ而入寺仕候故、宗也養子ニ仕候
- 一、養林庵住職代々園家が相統来候例有之候哉と御尋被成候、春松院以来之儀ハ不及承候
- 一、澄首座・璋首座猶子ニ成申候事、御尋被成候、澄首座儀ハ高德院宮様御代猶子ニ成仕候様ニ被仰出候故、無是非綾小路家江相頼猶子ニ成申候、璋首座儀は当宮様より清閑寺家江御頼被成候而、猶子ニ被仰付候
- 一、宝鏡寺宮様養林庵ニ不限、御抱寺之分は何も住職尼御すへ候例ニ而御座候哉、但其届迄ニ而弟子讓ニ致来候哉、且又御抱之寺之分は、何も住職堂上方之息女継来候哉と御尋被成候、養林庵之儀ハ春松院以来堂上方之息女弟子取申候儀無御座候、住持望次第二弟子取仕候而、其段披露仕弟子讓ニ仕来候、外之御抱寺之儀存不申候
- 一、養林庵之儀代々武家ヲ継来候処、澄首座・璋首座綾小路家・清閑寺家之猶子ニ成候故由、此段堂上方ヲ相継候古例有之二付、右之通ニ候哉と御尋被成、右申上候通、春松院以前之儀は一切相知不申候、二代目以来堂上

方々相継候儀無御座候、以上

戌十月廿六日

養林庵内

秀意

これをうけて、養林庵の主張をみとめる内容の院宣が、享保四年八月になって、朝廷から宝鏡寺へ下される、というかたちで一応の落居となるのだが、その一方で養林庵側は、寺領の権利について新たに朱印状を求め、本寺を通さず幕府から直接に安堵されていることを確認するなどの周到な足場固めをおこなっている。

西口順子、佐藤文子
さらにこれより十年後、享保十四年になって、祖欽後住をめぐりおこった争論では、後住聞届の礼の期日を宝鏡寺が一方的に延引したことで、やはり養林庵から伝奏あてに願書が提出される。そこにおいては、後住の人選について宝鏡寺側の意を通すということが「宮様御底意」であり、「縦此節被免候共、往々は思召之通ニ可被遊義と奉存知候」と述べた上で、これについてはどうしても関東からの裁許を受けたいと願いでている。この時の養林庵側の主張は、端的には後住人選権の自立を守るためであったが、相論の裁許主体を幕府方にと、寺庵側の方から逆指名するという事態は、宝鏡寺末寺という立場からこれまで公家方支配に甘んじてきた養林庵が、この機をとらえ、名実ともに武家を後見とする体制を以前にも増して固めてきている状況を物語る。とすれば、この間たびたび宝鏡寺側から示される強硬な態度は、趨勢のなかでは、あまり現実的なものではなかったとみなければならぬであろう。

結果としてこのときは、幕府からの裁許は成らず、伝奏より宝鏡寺への申達というかたちで、以後養林庵後住人選については養林庵の裁量次第ということとなった。後住交代の際は宝鏡寺に届けた上、奉行所へも届けるという二重の手順を取ることとなり、弟子取りの際には、まず伝奏に届けて指図を受け、ついで宝鏡寺の許容を蒙り、さらに京都寺社奉行所へ届けることとなった。

七代祖仙以降は代々六条家の猶子となることが恒例となつてゐるが、このいきさつはわからない。いずれにしても後任の人選をめぐる宝鏡寺との緊張関係が継続していたに違ひはなく、祖雪から祖松への相続の際には、文政五年の段階で伝奏へ後任願がだされているにもかかわらず、相続はならず、文政七年には祖雪没、同十一年四月には六条家が猶子を出す保養家としての立場で、朱印状を預るといふ事態におよぶ。後任たるべき祖松が住持となつたのは、天保五年にいたつてのことであつた。

現在養林庵に伝えられる文書において、再興時以来の由緒書と寺領の権利を確認するものが多数を占めてゐるのは、ここに見るような本末間の緊張関係が、明治十七年における宝鏡寺からの離末にいたるまで、断続的にであれ、続いてゐたという実状を反映してのことと思われる。

四 むすびにかえて——曹洞宗への改宗——

天明八年（一七八八）の大火によつて養林庵の堂舎は類焼におよんだ。その再建にかかわつたのが十代観光であつた。⁽⁸⁾ 後任願によれば、観光は北桑田郡矢田村の出身で小出信濃守家中宇野藤蔵の娘であつた。⁽⁹⁾ この観光の代以降園部藩小出家の家臣家を出目とするものがつづくことになる。

観光の後任相続は嘉永二年（一八四九）のことで、先住である祖松の没後に実現したことであつた。嘉永元年十月には、六条家雑掌から養林庵先住の遺志として相続を切望する依頼の旨の書状がしたためられてゐるので、⁽¹⁰⁾ 養林庵堂舎再興という難事業をはたすために、とくにこの観光という尼僧がいずれかから迎えられたという当時の事情が推察される。

もちろんこの時点では、宝鏡寺の末寺であるという建前にかわりはないが、観光は嘉永五年の曹洞宗祖の遠忌

(道元六百年忌) について永平寺監院からの達しをうけており、⁽¹¹⁾ 観光自身の宗派は明らかに曹洞宗に属していたと考えられることから、住持を相統した時点で養林庵の内実はほぼ改宗に近い状態にいたっていたと考えるべきであろう。惜しむらくは宗務にかかわる文書が全くといっていいほど伝わっていないので、寺庵内においてどのような宗派上の転換があったのかを知ることができない。

明治十七年、京都府知事あてに提出した転宗願において、⁽¹²⁾ 養林庵は「方今甲乙宗規二相跨り、布教上二於テ不都合二付、」臨済宗相国寺派宝鏡寺末を離れ、曹洞宗天寧寺末に転じるにいたる。永年にわたって、宝鏡寺と養林庵のあいだに横たわっていた本末間の緊張関係は、両者が本寺末寺として直接にかかわりながら、それぞれの立場が、実質的には、朝廷と幕府との勢力の影にあったがゆえの関係にはかならない。また、これについては、財産管理や後住人選といった寺庵経営上の大事に関し、住持たる尼僧の実家の意向が強くはたらくという、後見のありかたを抜きにしては語ることができないと考えるが、これについては後考を期し、ひとまずここで闡筆としたい。

注

(1) 『宝鏡寺文書』

(2) 『養林庵文書』二〇〇

(3) 『同』四

(4) 『宝鏡寺文書』

(5) 寛永九年十月に宝鏡寺に提出された一札では、後住の人選とそれについての本寺への届出が、永松院という尼の名において成されている。そこにおいては、まず、永松院から松平清昌に対し、養林庵を申請したい旨の申入があり、それに対して、松平清昌から「ほうきやう寺様の御まつ寺にて候まゝ、御本寺様へうかゝい候へ、御かつてんあそはさせられ候ハ、ちりやう御しゆるんあひそへてわたし申へき」という返答があった。それを受けて宝鏡寺へ伺いをたてたところ、「かつしきをとりに

てて、住寺もたせ候やうに」ということであったので、永松院弟子で養林庵の喝食であった佐治氏のむすめを養林庵後住にするることとし、「われわれハかつしきうしろミにまかりなり、すいふん御寺をとりたて申へく候」としている。現実にこれ以後、永松院とその実家である佐治氏は、寺庵経営に強い発言権をもって、後見に臨むようになるにいたる。また、ここにおいて寺領管理権の受渡しが、住持たる尼の里家相互において行われていることは興味深い事実である。〔宝鏡寺文書〕

- (6) 『養林庵文書』一六。以下この事件についての引用史料は特に断らないかぎり、これによる。
- (7) 『同』三九
- (8) 『同』九四
- (9) 『同』五五
- (10) 『同』五六
- (11) 『同』一二〇
- (12) 『同』一五九

付記 本研究にあたって、養林庵住職下山賢光氏・宝鏡寺住職澤田惠瑾氏には貴重な史料について調査の機会をご許可いただき、ご高配を賜りました。また、調査に際しては、大手前女子大学岡佳子・本願寺史料研究所岡村喜史・国立史料館福田千鶴・関東学院女子短期大学牧野宏子の諸氏にご協力いただきました。厚く御礼申し上げます。尚、本研究は平成十年度相愛大学特別研究助成による成果の一部である。

養林庵文書目録

凡例

◇この目録は京都市上京区に所在する禅宗尼寺養林庵所蔵伝来の文書群について調査作成したものである。

◇文書番号の配列は原則として年紀順によるもので、包紙や紙縫などによって一括関係が認められる場合のみ枝番号を付した。

◇文書名は調査者の責任において付したもので、原題については、その有無や内容を別記した。

◇記録者または差出・宛所については肩書や敬称なども含め、原典の情報に改変を加えず、そのまま掲出することを基本とした。なお記録者にはアスタリスク（*）を、差出・宛所には→を付して区別した。

◇原典における旧字体および変体がなは、便宜上現行の字体にかえて表記している。

番号	文書名	年紀	記録者または差出・宛所	形態・法量(縦×横cm)/備考
1	豊臣秀吉朱印状 (原題)なし	天正13 (1585) 11. 21	(秀吉朱印) →養林庵	折紙 一通 1紙 31.0×49.0 包紙ウハ書「太閤様 御朱印 養林庵」 山城国深草村内養林庵領31石についての安堵
2-1	豊臣秀吉朱印状写 (原題)なし	天正13 (1585) 11. 21	御朱印→養林庵	折紙 一通 1紙 31.0×48.7 包紙一括(2-1, 2)ウハ書「太閤様 御朱印 養林庵」 山城国深草村内養林庵領31石についての安堵
2-2	豊臣秀吉朱印状写 (原題)なし	天正13 (1585) 11. 21	御朱印→養林庵	折紙 一通 1紙 31.7×49.4 山城国深草村内養林庵領31石についての安堵
3-1	徳川家康黒印状写 (原題)なし	元和1 (1615) 7. 27	御黒印→養林庵	竪紙 一通 1紙 45.5×61.8 包紙一括(3-1, 2) 山城国深草村内養林庵領31石についての安堵
3-2	徳川秀忠朱印状写 (原題)なし	元和3 (1617) 8. 28	御朱印→養林庵	竪紙 一通 1紙 45.4×61.3 山城国深草村内養林庵領31石についての安堵
4	養林庵寺屋敷請取証文 (原題)なし	寛永9 (1632) 10. 26	長坂半左衛門(花押)・井上七郎右衛門(花押) →永松院様御内衆迄	竪紙 一通 1紙 34.5×49.8
5	養林庵領深草村検地帳 (原題)「養林庵深草村指出シ帳」	寛永11 (1634) 6. 2	養林庵常住*	竪帳 一冊 7丁 24.5×17.3 (庄屋九兵衛印判・同七左衛門印判)

6	佐治宗也親類書写 (原題)「親類書」	慶安 ⁽⁷⁷⁴⁾ 8丁未(1655) 2.	佐治宗也→おふくとの	折紙 一通 1紙 元禄10年の写	32.3×42.0
7	徳川家綱朱印状写 (原題)なし	寛文5 (1665) 9. 21	御朱印→	竪紙 一通 1紙 山城国深草村内養林庵領31石についての安堵	46.7×65.0
8	養林庵境内辻子差止二付請書 (原題)「口上之覚」	延宝2 (1674) 9. 27	宝鏡寺殿御末寺養林庵→御奉行所様	竪紙(続) 一通 2紙	32.3×89.0
9	養林庵境内辻子差止二付請書 (原題)「一札之事」	延宝2 (1674) 9. 26	上木ノ下町七郎左衛門(印)〔他四名〕→養林庵様御内片山宇兵衛殿	竪紙 一通 1紙	29.8×42.4
10	徳川綱吉朱印状写 (原題)なし	貞享2 (1685) 6. 11	御朱印→養林庵	竪紙 一通 1紙 山城国深草村内養林庵領31石についての安堵	46.7×65.5
11-1	宝鏡寺宮御成之時飾物目録 (原題)「宝鏡寺宮様御成之時飾物」	元禄10 (1687) 5. 6	養林庵*	折紙 一通 1紙 袋一括(11-1~24)ウ八書「嘉永元年 諸事書付入 養林庵親光代」	48.8×53.0
11-2	仮名隨草 (原題)なし	近世力		竪紙(続) 一通 3紙 前欠、雲母引	25.0×117.0
11-3	深草村納米目録 (原題)「辰年勘定目録」	明治1 (1868) 12. 20		竪紙(続) 一通 3紙	29.8×89.0
11-4	年貢納米請書 (原題)「年恐御受」	近世力癸亥 12.	深草村吉左衛門(印)〔他4名〕→養林庵様御役人中様	竪紙 一通 1紙	27.5×40.0
11-5	口上覚等控書 (原題)なし	近世力 11. 1		切紙(続) 一通 2紙 前欠 (元文5年12月20日口上書・宝暦8年3月口上書など写)	15.0×60.0
11-6	年貢納米証 (原題)「証」	近世力午 4. 8		切紙 一通 1紙	28.0×10.0
11-7	弟子堅謙岩谷寺入寺二付請書写 (原題)「引請証札之事」	天保10 (1839) 8.	上京養林庵御家司 嶋田兵庫印→庄屋 田中市郎殿・御年寄中	竪紙 一通 1紙 (端裏内)「山科西ノ山岩谷寺江住職二付村役人江連候一札和」	20.2×31.2

11-8	某書状 (原題)なし	近世カ			折紙 一通 1紙 後欠 両伝奏御世話無沙汰の事	39.0×42.0
11-9	主水書状 (原題)なし	近世カ	5. 3	主水→養林庵	切紙 一通 1紙 所司代方銀子拝領の事	16.4×40.0
11-10	小田次郎へもん・小笠原くら太連署状 (原題)なし	近世カ	1. 23	小田次郎へもん・小笠原くら太→養林庵様	折紙 一通 1紙 江戸下向ノ件	32.0×43.2
11-11	養林庵領巳年収納高帳 (原題)「去ル巳年収納高帳」	明治3カ	8.	養林庵内島田兵庫(印)→京都府御役所	竖帳 一冊 2丁	24.2×17.0
11-12	年貢納高覚 (原題)なし	近世カ			折紙 一通 1紙	25.0×32.5
11-13	小た次郎へもん・小笠原くら太連署状 (原題)なし	近世カ	10. 5	小た次郎へもん・小笠原くら太→	切紙(続) 一通 2紙 前欠 寺社奉行へお頼	15.4×77.0
11-14	山本郡蔵・浅井源一郎連署書状 (原題)なし	天明8カ	3. 3	三枝土佐守内山本郡蔵・浅井源一郎→二条様御内木村左膳様	切紙(続) 一通 4紙 養林庵類焼につき難渋の事	17.7×115.0
11-15	澄首座消息控帳 (原題)なし	元禄12(1699)～元禄14			竖帳 一冊 20丁	245.0×17.0
11-16	養林庵境内寺地坪付調帳 (原題)なし	明治カ			仮綴 一綴 2丁	24.5×17.0
11-17	御年貢皆済目録 (原題)「御年貢皆済目録」	明治3(1870)	11. 5	紀伊郡深草村庄屋小西七左衛門(印)・取立役辻井孫右衛門(印)→養林庵様御役人中様	竖紙 一通 1紙 包紙法量24.3×34.3	24.7×34.4
11-18	養林庵領地書上 (原題)なし	宝暦11(1761)	3.	養林庵→葉室大納言御内深尾主税殿・山科中納言御内小林木工殿	竖紙 一通 1紙	36.0×37.0

11-19	下付朱印状目録 (原題)「覚」	安政6 (1859) 6.	養林庵祖光*	縦紙(続) 一通 2紙 36.0×97.5
11-20	当国御絵図ニ付覚帳 (原題)「当国御絵図ニ付下御倉御料御尋之品々書記覚帳」	元禄11 (1698) 4.	山城国紀伊郡深草村*	縦帳 一冊 6丁 25.0×17.0
11-21	譴責により請書 (原題)「御受書」	明治16 (1883) 4. 30	岸本覚宝→管長大教正畔上樸仙	縦帳 一冊 2丁 25.3×17.0
11-22	養林庵建設物使用許可証綴 (原題)なし	昭和8 (1933)		仮綴 一綴 3丁 26.7×19.0 昭和8年7月26日付許可証・同年9月28日付許可証
11-23	養林庵建築申請届 (原題)なし	近代力		縦紙 一通 1紙 27.0×38.5
11-24	療病院建設献金褒賞状 (原題)なし	明治6 (1873) 12.	知事長谷信篤代理京都府七等出仕園重正文→養林庵祖田	切紙(続) 一通 3紙 18.6×82.8
12-1	境内除地坪数届書留 (原題)「境内坪数ノ事」	元禄6 (1693) 2. 11	養林庵→	縦紙 一通 1紙 29.2×29.0 袋一括(12-1~11)ウハ書「正徳二壬辰四月八日 辛卯辰之年 御朱印写指出シ申候書付之認 養林庵」
12-2	川普請二付銀指出之覚 (原題)「覚」	天保10 (1839) 6.	養林庵内嶋田兵庫(印)→御勘定所	縦紙 一通 1紙 31.3×42.3 (奥裏)「ミの上包 上ハ包書付 掛屋手形巻枚・納手形巻枚 養林庵」
12-3	養林庵領石高書上 (原題)なし	延享3 (1746) 2.	養林庵(印)→久我大納言様御内森但馬守殿・小嶋一学殿 葉室前大納言様御内柴田主計殿・松嶋主水殿	縦紙 一通 1紙 37.5×53.0 山城国紀伊郡深草村三十一石
12-4	養林庵領深草村百姓年貢米請書 (原題)なし	近世力癸亥 12.	深草村百姓惣代利右衛門(印)・庄屋後見吉右衛門(印)・深草村庄屋九兵衛(印)→養林庵様御役人中様	縦紙(続) 一通 2紙 27.5×79.3
12-5	川普請二付知行所高役銀送状 (原題)「覚」	安政3 (1856) 8.・嘉永7. 4.	養林庵内嶋田兵庫→御勘定所	縦紙 一通 1紙 33.5×34.2 前欠(端裏銘)「掛屋手形巻通・納手形ヶ」

12-6	徳川家重朱印状写 (原題) なし	延享4 (1747) 8. 11	御朱印→	堅紙 一通 1紙	23.8×32.3
12-7-1	宗旨改・鉄砲改一札 (原題)「一札之事」	安政2 (1855) 8.	深草村庄屋吉右衛門→養林庵様御役人中様	堅紙 一通 1紙 包紙一括 (12-7-1,2)	28.0×34.4
12-7-2	養林庵領村割差出二付添書 (原題)「覚」	天保9 (1838) 12.	養林庵内嶋田兵庫→	堅紙 一通 1紙 端裏銘「卍」	32.0×46.3
12-8	制戒条々 (原題) なし	近世力戌 12.	木村敬介→惠州尼	堅紙(統) 一通 4紙 不心得・不法の事により職のと、火の用心以下九ヶ条を制戒す	24.0×106.4
12-9	養林庵領深草村知行安堵状 (原題) なし	天保10 (1839) 9. 11		堅紙 一通 1紙 深草村の内31石	25.2×34.2
12-10	大津飛脚書物紛失二付断書 (原題)「覚」	宝永4 (1707) 2.	大津桶屋町飛脚庄八(印)・同所高見町飛脚弥三郎(印)・中間年寄百石町五兵衛(印)・同小唐崎町嘉兵衛→養林庵様伊藤三右衛門殿	堅紙(統) 一通 2紙	28.1×76.7
12-11	鳥居小路式部卿書状 (原題) なし	近世力 11. 15	鳥居小路式部卿→養林-	切紙(統) 一通 2紙 跡目相統願書催	15.2×68.4
13	付届品目録等控書 (原題) なし	元禄10 (1697) 6. ~元禄12. 12. 1		堅紙(統) 一通 6紙 前欠 江戸表使者への寺領拝領のお礼等	28.5×145.5
14	養林庵明細書案 (原題)「覚」	正徳5 (1715) 3. 6	養林庵内秀意→徳大寺右大将様御内堀川播磨守殿・小川飛驒守殿・庭田前大納言様御内水島右近殿・野村内膳殿	堅紙(統) 一通 2紙 当代住持・寺領・寺地ノ明細	32.1×60.8
15	土蔵屋切念書 (原題)「一札之事」	享保1 (1716) 10. 19	大真院町藤屋新兵衛(印)・同喜兵衛(印)→養林庵様	堅紙 一通 1紙	31.0×39.5
16	養林庵弟子取二付願書等留帳 (原題)「養林庵弟子取之儀二付占狀願書并口上書留」	享保2 (1717) 9. ~享保4. 10		堅帳 一冊 38丁	28.2×19.2

17	徳川吉宗朱印状写 (原題)なし	享保4 (1719) 5. 21	御朱印→	堅紙 一通 1紙 46.4×64.5 包紙あり 山城国紀伊郡深草村ノ内三十一石寺領安堵
18	養林庵寺領安堵由緒二付届書留帳 (原題)なし	享保14 (1729) 4. 2	養林庵璋首座→中山前大納言様御内 萩左衛門殿・岡本右近殿・園前大納 言様御内野崎内蔵元殿・井上右兵衛 殿	仮綴 一綴 2丁 28.4×19.5 紙縫一ヶ所綴
19	養林庵略由緒 (原題)「養林庵略由緒」	享保14 (1729) 4. 2	養林庵璋首座→中山前大納言様御内 萩左衛門殿・岡本右近殿 園前大納 言様御内 野崎内蔵元殿・井上右兵 衛殿	堅帳 一冊 9丁 27.7×20.0 慶応4. 4作成の写
20	養林庵由緒 (原題)「養林庵由緒」	享保16 (1731)		堅帳 一冊 17丁 28.0×19.8
21	しやうしゆそ消息 (原題)なし	享保力	しやうしゆそ→けんくわい殿・しん しゆそ殿	堅紙 一通 1紙 28.6×39.0 二条尚奉行所・所可代片申渡ノ儀ニ付請
22	小笠原常右衛門・神や小右衛門連署状 (原題)なし	享保力	小笠原常右衛門・神や小右衛門→秀 意	折紙 一通 1紙 31.0×42.0 前欠 当任仰の事江戸表へ差遣の事
23	武富与一兵衛書状 (原題)なし	享保力 9. 20	武富与一兵衛→足立右衛門様	折紙 一通 1紙 33.0×44.0 宝鏡寺との出入二付知行所収納物養林庵へ納入の事
24	養林庵中興開山祖倫佐治氏系図 (原題)「養林開山祖倫佐治系図」	享保力		堅紙 一通 1紙 36.5×80.5
25	御触書之写 (原題)なし	延享3 (1746) 1. 19	葉室家雑掌・久我家雑掌→大聖寺宮 様・宝鏡寺宮様・曇花院宮様	堅紙(統) 一通 1紙 26.6×226.6
26	養林庵住職書上 (原題)なし	宝暦8 (1758) 3. ～天 保4 (1833) 5.		切紙 一通 1紙 17.9×13.8
27	知行書付差出二付断書控 (原題)「覚」	宝暦11 (1761) 5.	養林庵内島田兵庫印→	堅紙 一通 1紙 36.2×37.7

28	徳川家治朱印状写 (原題)なし	宝暦12 (1762) 8. 12	御朱印→	堅紙 一通 1紙 23.8×32.4 包紙ウハ書「俊命院様」
29	庄屋跡役願書 (原題)「乍恐奉願口上書」	明和1 (1764) 10.	九兵衛(印)〔ほか31名連署印〕→ 養林庵御納所様	堅紙(統) 一通 3紙 28.5×80.2 包紙ウハ書「人数御改 養林庵 料紙上包共美濃二相認候事」
30	養林庵後住願書控 (原題)「口上之覚」	(宝暦) 3.	養林庵祖仙→土山出雲守殿	切紙(統) 一通 2紙 15.5×32.6 祖雪に譲渡二付
31	関東へ使者差遣二付届書控 (原題)「口上覚」	天明5 (1785) 1.	養林庵→油小路前大納言様御内伏田 右衛門殿・下村丹司殿・久我大納言 様御内辻信濃守殿・岡本内記殿	堅紙 一通 1紙 32.8×44.4
32	山本郡蔵・浅井孫八郎連署状 (原題)なし	天明8カ 3. 5	山本郡蔵・浅井孫八郎→ゑしう殿	切紙(統) 一通 3紙 17.7×115.5 包紙ウハ書「酒井うたのかみ様御口上書」但本紙と別 京都大火二付寺類焼等ノ事
33	小た平七郎・小笠はら内蔵太連署状 (原題)なし	天明8カ 3. 21	小た平七郎・小笠はら内蔵太→喜世 瀬さま	折紙 一通 1紙 32.0×43.2 寺類焼見舞
34	朱印状目録 (原題)「覚」	寛政1 (1789) 10.	養林庵祖雪*	堅紙(統) 一通 2紙 46.1×77.5 包紙ウハ書「山州紀伊郡養林庵」
35	門前家屋敷地売券之写 (原題)「家屋敷之事」ほか	享和4 (1804) 2. ~天 保10. 10	持主近江屋いそ・年寄丹波屋新九 郎・五人組十二屋藤右衛門・同玉屋 勘次郎→	堅紙(統) 一通 6紙 25.0×203.0 享和4~天保10土地売券4通の写
36	養林庵領文政元年ヨリ同四年納帳 (原題)「納帳」	文政1 (1818) ~文政4	養林庵殿御勘定所*	堅帳 一冊 13丁 25.0×17.0
37	畠中町・上木ノ下町表口間数取調町 (原題)なし	文政3 (1820) 10. 4		堅帳 一冊 7丁 24.8×17.5
38	養林庵祖雪後住二付願書 (原題)「口上覚」	文政5 (1822) 5. 8	養林庵祖雪→甘露寺一位様御内藤木 玄蕃殿・稲葉主膳殿 徳大寺大納言 様御内淡川伊予守殿・滋賀右京大允 殿	折紙 一通 1紙 33.0×44.0

39	朱印状預状 (原題)「覚」	文政11 (1828) 4.	六条一位殿内 長沢主税 (印)・沖田監物 (印)→御猶子養林庵様御内木村左膳殿	堅紙 一通 1紙	27.2×40.4
40	金子借用証文写 (原題)「借用申金子之事」	天保4 (1833) 3.	借主養林庵祖宝印・証人六条殿内佐々木主膳印→尾州名護屋光明寺道雲和尚様	堅紙 一通 1紙	24.8×34.0
41	養林庵領国郡村名石高届書控帳 (原題)「山城国紀伊郡之内郷村高帳」	天保5 (1834) 6.	養林庵内嶋田兵庫*	堅帳 一冊 4丁 (養林庵内嶋田兵庫 (印)→御勘定所)	27.3×19.6
42	回向料請取一札 (原題)「請取一札之事」	天保5 (1834) 7.	如意監司招洞 (印)→覚妙禅尼	堅紙 一通 1紙	25.3×29.2
43	朱印状目録 (原題)「覚」	天保8 (1837) 12.	養林庵祖松*	堅紙(統) 一通 2紙	47.0×98.5
44	朱印状目録 (原題)「覚」	天保8 (1837) 12.	養林庵祖松*	堅紙(統) 一通 2紙 朱筆による訂正有	36.0×97.5
45	祠堂金請取証文 (原題)「入祠堂証文之事」	天保14 (1843) 11.	天真院 (印)→	堅紙 一通 1紙	28.2×41.2
46	養林庵寺領書上 (原題)「養林院寺領村々所附」	天保9 (1838) 12.	養林庵内島田兵庫→徳大寺大納言様御内淡川陸奥守殿・滋賀右馬大允殿日野前大納言様御内河野丹後介殿・山中左近府生殿	堅紙 一通 1紙 端裏銘「扣」	32.0×46.2
47	諸河川普請高役銀納之覚 (原題)「覚」	天保9 (1838) 5.	養林庵内島田兵庫 (印)→御勘定所	堅紙 一通 1紙 付箋貼込「嘉永二百年」 山城摂津河内諸河川ノ事	33.4×47.3
48	寺領改二付安堵判物等持参ノ旨達書写 (原題)なし	天保9カ 12. 12	百々御所御役所→瑞華院様御役人中・養林庵様御役人中	切紙(統) 一通 2紙	16.5×64.7
49	養林庵家来嶋田兵庫居宅往来届書 (原題)御届書	天保10 (1839) 11.	養林庵→徳大寺様淡川陸奥守殿・滋賀右馬允殿 日野河野丹後介殿・山中右近殿	堅紙 一通 1紙	27.5×39.8

50	徳川家齊朱印状写 （原題）「天明八年御朱印之写」	天保10（1839）5.	養林庵内祖→徳大寺大納言様御内 湊川陸奥守・滋賀右馬大允 日野大 納言様御内川野丹後介・山中左近府 生	堅帳 一冊 4丁 寺領朱印状写	27.3×19.8
51	川普請入用請取証文并納済請書扣 （原題）なし	天保13（1842）2. ～同 年6月		堅紙（続） 一通 2紙 （島本三郎五郎→城州紀伊郡深草村庄屋年寄中、養林庵内 島田）	24.0×37.5
52	祠堂銀証文 （原題）「証券」	天保14（1843）11. 9	興聖寺監寺（黒印）・知客（黒印） →槇嶋村 妙松禪尼	堅紙 一通 1紙 包紙ウハ青「祠堂銀証文式通受取一札」 大愚覚明尼・香誓妙薫尼日供料寄附金老兩式分三朱	28.2×40.5
53	建物松寿院取立願書写 （原題）「乍恐口上之覚」	天保力	城州久世郡槇島村松寿院留守居貞仙 →	堅紙 一通 1紙 宇治興聖寺末城州久世郡槇島村松寿院ノ事	28.4×39.5
54	養林庵領深草村年貢皆済目録 （原題）「毎歳皆済目録控」	嘉永1（1848）～明治2 年12月	養林庵*	堅帳 一冊 37丁 後5丁白紙	28.4×20.4
55	養林庵住職二付諸届 （原題）「御住職二付諸留」	嘉永1（1848）11. ～同 年2（1849）2. 18	養林庵*	堅帳 一冊 16丁	25.7×17.5
56	長沢主税書状 （原題）なし	嘉永1力 10. 7	六条家雑掌長沢主税→観光大院禅師 様	折紙 一通 1紙 祖松遷化ノ事	36.3×48.0
57	祖松儀久死去届書 （原題）「口上覚」	嘉永1力 10.	養林庵祖光→三条大納言様御内森寺 雅楽権介殿・入谷左近府生殿 坊城 前大納言様御内高須縫殿・山本将監 殿	切紙 一通 1紙	18.8×46.6
58	長屋借用二付身元請書 （原題）「一札ノ事」	嘉永2（1849）9.	新町通正北半町引受人北村屋武兵衛 （印）・本人山城屋ふさ（印）→養 林庵	堅紙 一通 1紙 包紙ウハ青「証券」	30.8×46.5
59	祖光後住届書草案 （原題）「口上之覚」	嘉永2力 2. 18	養林庵祖松使得宗森田将監→御奉行 所	切紙 一通 1紙 嘉永1年12月作成を墨抹訂正す 宝鏡寺宮許容二付奉行所へ届ノ事	16.0×46.2

60	川普請上納銀請取控 (原題)なし	嘉永6 (1853)	養林庵内嶋田兵庫→御勘定所	竪紙	一通 1紙	27.7×40.0
61	深草村養林庵領高反別名前帳 (原題)「御高反別名前帳」	嘉永6 (1853) 10.	深草村庄屋吉右衛門→養林庵様御役人中	竪帳	一冊 3丁	23.8×16.3
62	百姓御救取立願書 (原題)「乍恐奉願口上書」	嘉永6 (1853) 10.	深草村庄屋吉右衛門→養林庵様御役人中	竪紙	一通 1紙	27.7×41.5
63	祖雪死去届書 (原題)「口上之覚」	(1853) 5. 28	養林庵→百々御所御家司中	竪紙	一通 1紙	24.9×34.0
64	朱印状目録 (原題)「覚」	嘉永7 (1854) 5.	養林庵祖光*	竪紙(統) 包紙有り	一通 2紙	45.3×109.5
65	養林庵領深草村辰年損毛小前帳 (原題)「辰年痛毛小前帳」	安政5 (1858) 9.	深草村*	竪帳 (深草村庄屋吉右衛門→養林庵様御役人様)	一通 1紙	24.5×16.5
66	堤切場所見分け願書 (原題)「乍恐急達御届口上書」	万延1 (1860) 5.	深草村庄屋吉右衛門→御地頭様御役人中様	竪紙	一通 1紙	27.8×41.5
67-1	百々御所達書并口上書留帳 (原題)「百々御所様ヨリ御達之控」	万延1 (1860) 閏3.	養林庵納所*	竪帳 1丁袋在中文書(67-2)	一冊 5丁	25.0×17.0
67-2	豊代銀送状 (原題)「口代」	万延1カ 閏3. 24	岩なミ→中村屋卯兵衛殿	切紙 67-1号文書1丁袋在中	一冊 1紙	14.6×24.5
68	祖田入院二付届書他留帳 (原題)「一祖光様ヨリ祖田様江御請にて御入院之節之仮之留」	文久1 (1861) 3. ~同年4. 18	長沢こ、ろ覚*	竪帳 入院に際し六条宮鴫子となる件につき	一冊 20丁	25.2×17.0
69	宗旨送状 (原題)「宗旨寺送一札之事」	文久2 (1862) 2.	宇治郡志津川村因性寺→槇島村戒蔵院御執事申	竪紙 包紙ウハ書「宗旨寺送一札 志津川村周性寺」	一通 1紙	25.0×33.5
70	銀子請取証文 (原題)「請取申上納銀之事」	元治1 (1864) 1. 23	中井次右衛門(印)→城州紀伊郡深草村庄屋年寄申	切紙 包紙ウハ書「証券」	一通 1紙	33.0×15.5

71	養林庵五ヶ年租稅書上 (原題)「奉書上五ヶ年租稅帳」	慶応1 (1865) ~明治2 (1869)	紀伊郡深草村收納取立役孫右衛門 (印) → 養林庵様御役人中様	豎紙(統) 一通 2紙	25.0×67.4
72	納米勘定目録 (原題)「卯年勘定目録」	慶応3 (1867) 12.	深草村庄屋吉右衛門(印) → 養林庵 様御役人中様	豎紙(統) 一通 2紙 包紙ウハ書「上 卯年也 深草村」	25.0×59.5
73	深草村養林庵領租稅仮状 (原題)「当年租稅仮状」	近世力庚午 閏10.	庄屋七左衛門(印)・取立役孫右衛 門(印) →	豎紙 一通 1紙	25.0×34.5
74	納米御酒料請書 (原題)なし	近世力癸亥 12.	深草村市兵衛(印)・庄屋後見吉左 衛門(印)・深草村庄屋九兵衛(印) → 養林院様御役人中様	豎紙 一通 1紙	27.5×39.5
75	養林庵祖松書上写 (原題)なし	近世力子 5.	養林庵殿内嶋田兵庫 → 三条大納言 様・坊城前大納言様	折紙 一通 1紙	37.2×49.0
76	願書差出之覚 (原題)なし	近世力丑 8.		豎紙(統) 一通 6紙	24.5×176.0
77	国絵図差出延引届書 (原題)「従公儀御渡被成候御書付之写」	近世力寅 2. 1		切紙 一通 1紙	16.5×44.4
78	大本山達書 (原題)なし	近世力寅 2.	大本山知客(印) → 京師 養林庵二 而觀光尼	切紙(統) 一通 1紙 二代尊五百回忌二付	17.2×109.2
79	朱印状遣届書 (原題)「口上之覚」	近世力卯 5.	養林庵 → 高野前大納言様御内渡辺伊 織殿・津田主税殿	折紙 一通 1紙	34.5×46.5
80	養林庵領深草村水帳 (原題)「養林庵様水帳写」	近世力午 3. 9	深草村*	豎帳 一冊 10丁 庄屋太兵衛の請	24.0×17.0
81	寺社奉行使者下向届書 (原題)「口上覚」	近世力戌 9.	養林庵(印) → 万小路大納言御内山 本式部殿・中村大膳殿 久我右大将 様御内辻信濃守殿・岡本内記殿	切紙 一通 1紙	16.2×41.7
82	某書状 (原題)なし	近世力		折紙 一通 1紙 前後欠	31.3×42.0

83	養林庵文書目録 (原題)なし	近世カ		折紙	一通	1紙	29.2×38.0
84	年貢米付届帳雛型 (原題)「邑々拾ヶ年年貢米届付帳」	近世カ		縦帳	一冊	3丁	23.0×15.5
85	道程之記 (原題)なし	近世カ		折紙	一通	1紙	32.3×45.0 清水より宇治、東寺より平野社へ
86	深草村四ヶ年年貢書上 (原題)なし	近世カ		縦紙	一通	1紙	28.0×39.5
87-1	養林庵境内絵図 (原題)「養林庵境内之絵図」	近世カ		折装	一舗	6紙	79.0×79.0 袋一括(87-1、2) 養林庵・後藤理兵衛屋敷地/絵図
87-2	養林庵境内絵図 (原題)「養林庵境内之絵図」	近世カ		折装	一舗	8紙	78.0×90.0 養林庵・後藤理兵衛屋敷地/絵図
88	所司代へ祝儀差出覚 (原題)なし	近世カ		折紙	一通	1紙	27.3×40.8
89	養林庵中興以来歴代由緒 (原題)なし	近世カ		折紙	一通	1紙	35.8×48.0 中興開基春松院寿光尼と二代祖禰の経歴
90	朱印状写目録 (原題)「覚」	近世カ	養林庵→	縦紙	一通	1紙	36.2×49.5
91	將軍上洛の節祝儀物本寺並差上覚 (原題)「上」	近世カ	吉良若狭守在判→養林庵使者村上長左衛門殿	縦帳	一冊	4丁	28.3×25.0
92	養林庵中興寿光尼由緒書 (原題)「覚」	近世カ		縦帳	一冊	3丁	28.0×20.0
93	本堂再建願書案 (原題)なし	近世カ		折紙	一通	1紙	35.4×43.5 天明8年の焼失により再建の事

94	養林庵再建願書雛形 (原題)「奉願上書付」	近世カ		養林庵印→	豎紙(統) 一通 2紙 28.0×81.0 中興以来由緒
95	養林庵由緒 (原題)なし	近世カ			仮綴 一綴 21丁 23.0×15.5
96	朱印状写差出一件書付 (原題)なし	近世カ			豎紙(統) 一通 3紙 24.0×100.7 包紙ウハ書「人別改一札 文化元甲子年 深草村」(本紙と別) 前欠 7, 8日と日次の形をとる
97	贈答物控帳 (原題)なし	近世カ			横半帳 一冊 13丁 12.5×18.0 年頭から歳暮までの進物贈答記録
98	石塔図 (原題)なし	近世カ			豎紙 一枚 1紙 39.0×28.4 惣高一丈五寸 岡崎宿八新町石原屋庄七
99	養林庵格式書上案 (原題)「覚」	近世カ			切紙 一通 1紙 16.9×30.3
100	牧野因幡守・本多淡路守書状包紙 (原題)なし	近世カ		牧野因幡守・本多淡路守→	包紙 一枚 1紙 29.3×20.7 ウハ書「西村三右衛門殿 牧野因幡守・本多淡路守」
101	養林庵由緒書 (原題)なし	近世カ			豎帳 一冊 3丁 24.0×17.0 二代祖倫相統に至る経緯
102	寺領明細差出二付達書雛型 (原題)「覚」	近世カ			切紙(統) 一通 4紙 14.7×52.0
103	宝鏡寺理長葬儀記録 (原題)なし	近世カ			仮綴 一綴 2丁 24.2×16.8
104	戸籍編成二付二ヶ条定書上 (原題)なし	近世カ	1.	吉左衛門→	豎紙 一通 1紙 24.5×33.5 包紙ウハ書「上 吉左衛門」 庄屋年寄数ノ定
105	小笠原静馬・小笠原内蔵太連署書状 (原題)なし	近世カ	1. 17	小笠ハラ静馬・小笠ハラ内蔵太→養林庵殿参人々申上	切紙 一通 1紙 16.0×42.4 年頭御祝儀、算松院水向料ノ事

106	次郎へもん・くらた連署状 (原題)なし	近世カ	1. 15	次郎へもん・くらた→	切紙(続) 一通 2紙 江戸表へ返答	15.5×78.6
107	井口政次・梶川正備・小川栄佐連署書状 (原題)なし	近世カ	1. 17	井口佐五左衛門政次(花押)・梶川金大夫正備(花押)・小川左次衛門貞佐(花押)→木村左膳様	切紙(続) 一通 4紙 阿波守へ助力を願う	16.1×138.0
108	吉良義包書状 (原題)なし	近世カ	10. 21	吉良若狭守義包(花押)→村上長左衛門殿	折紙 一通 1紙 包紙ウハ書「」 朱印状相整ノ事	21.5×44.0
109	清水弥六書状写 (原題)なし	近世カ	10. 25	清水弥六→嶋岡兵庫様	切紙 一通 1紙 院主様戒名墓所ノ事	16.5×43.0
110	朱印状写差出ノ覚 (原題)「口上之覚」	近世カ	11. 9	石川主殿頭内御絵図役人→養林庵御役者中	切紙(続) 一通 2紙 村高朱印状と相違ノ旨	16.5×61.2
111	鳥居小路式部卿書状 (原題)なし	近世カ	11. 15	鳥居小路式部卿→養林庵	切紙(続) 一通 3紙 願書差戻ノ事	16.2×117.5
112	石川馬仲書状 (原題)なし	近世カ	11. 8	石川馬仲→長沢主税様	切紙 一通 1紙	14.7×51.2
113	石かは阿波守書状 (原題)なし	近世カ	12.	石かは阿波守→養林庵	切紙(続) 一通 4紙 端裏書「代筆 十二月廿六日届」57-11と関連 跡目相統願書ノ旨	15.8×62.2
114	石川馬仲書状 (原題)なし	近世カ	12. 29	石川馬仲→長沢主税様	切紙(続) 一通 2紙 養林庵武辺年頭使相勤ノ事	14.7×51.2
115	書状留 (原題)なし	近世カ	2. 5	小笠原彦右衛門・神谷小右衛門→祖仙様	横帳 一冊 3丁 姫宮鎌目御札、出入一件ほか	14.1×40.4
116	寺領改延引ノ覚 (原題)「口上之覚」	近世カ	2. 14	石川主膳頭→	切紙 一通 1紙	17.5×44.0
117	南信忍書状 (原題)なし	近世カ	2. 23	南備後守信忍(花押)→平賀清兵衛殿	折紙 一通 1紙 年頭賀儀ノ事	38.0×48.5

118	寺領新明細差出二付達書案 (原題)「寛」	近世カ	3.		切紙(続) 一通 4紙 14.5×141.6 端裏片「石川主殿頭ヨリ参候使者才本賢太郎殿」貼紙有 63・148
119	寺領新明細差出二付達書写 (原題)「寛」	近世カ	3.	石川主殿頭→	切紙(続) 一通 4紙 17.5×120.5
120	永平寺監院達書 (原題)なし	近世カ	4.	永平寺監院(印)→京都養林庵觀光 老尼	切紙(続) 一通 2紙 19.5×82.0 宗祖大遠忌ニ付単頂老尼に面会野ノ事
121	松平兵部書状 (原題)なし	近世カ	4. 12	松平兵部→	折紙 一通 1紙 32.4×45.5
122	娘入院二付親并親類請書雛型 (原題)「差上置候一札之事」	近世カ		親元何某印・親類何某印→養林庵様 御役人嶋田兵庫様	堅紙 一通 1紙 23.5×32.0
123	おた六郎・松たいら多宝・小笠はら内 蔵太連署状 (原題)なし	近世カ	6. 20	おた六郎・松たいら多宝・小笠はら 内蔵太→養林庵殿	折紙 一通 1紙 32.0×43.0 春松院百回忌法事執行ニ付安楽寺廻所へ水向料献納の事
124	養林庵家中記録 (原題)なし	近世カ	7. 17~同年8. 22		切紙(続) 一通 10紙 23.1×263.7 寛等文書が写し取られた養林庵家中の記録
125-1	朱印改二付贈物礼として阿部豊後守使 者口上書 (原題)「阿部豊後守使者口上寛」	近世カ	7. 28		切紙 一通 1紙 17.6×24.8 包紙・括(127-1, 2)ウハ書「御老中口上寛書 老通/ 阿部豊後守殿より一通」
125-2	朱印改二付贈物礼として口上書 (原題)「口上之寛」	近世カ			切紙 一通 1紙 17.9×28.8
126	長谷川庄兵衛書状 (原題)なし	近世カ	7. 晦日	大久保加賀守使者長谷川庄兵衛→養 林庵内西村三右衛門殿	切紙 一通 1紙 17.5×43.0 包紙ウハ書「養林庵様御内西村三右衛門殿 大久保加賀守 使者長谷川庄兵衛」
127	十六善神画像掛軸見横書 (原題)「御祈り書」	近世カ	9. 6	京都御絵所吉田倉造貴光(印)→尾 州今村慶昌院様御納所様・鈴木文四 郎様御取次	堅紙(続) 一通 3紙 24.0×60.7

128	深草村水論下濟届書案 (原題)「上覚」	近世力	9. 10	養林庵内祖了(印)→万里小路前大納言様御内北帯刀殿・坊城前大納言様御内宇野内蔵殿・高須縫殿殿	折紙	一通	1紙	32.6×44.5
129	召状 (原題)なし	近世力	9. 14	本多淡路守・牧野因幡守→西村三右衛門殿	切紙	一通	1紙	19.8×45.7
130	某書状 (原題)なし	近世力	9. 28		切紙(続)	一通	3紙	16.0×96.0
131	宗門御改并鉄炮御改帳 (原題)「宗門御改并鉄炮御改帳」	明治1 (1868)	11.	百々御所末寺養林庵*	竪帳	一冊	4丁	27.8×20.3
132	養林庵領深草村明治元年収納高帳 (原題)「高反別并去辰年収納高帳」	明治2 (1869)		養林庵*	竪帳	一冊	4丁	24.5×16.9 (養林庵内常倫印・京都御政府)
133	寺領年貢高調帳 (原題)「知行深草村拾ヶ年々貢厘付帳」	明治2 (1869)			竪帳	一冊	4丁	27.4×19.7
134	養林庵領深草村安政元年ヨリ明治元年年貢厘付帳扣 (原題)「知行深草村拾ヶ年々貢厘付帳」	明治2 (1869)		養林庵*	竪帳	一冊	3丁	24.3×16.5 (養林庵内常倫印→京都御政府)
135	深草村安政元年ヨリ明治元年年貢厘付帳 (原題)「拾ヶ年々貢厘厘付帳」	明治2 (1869)		深草村*	竪帳	一冊	3丁	24.5×17.3 (深草村庄屋七左衛門(印)取立役孫右衛門(印)→養林庵様御役)
136	明治二年田方立毛内見小前帳 (原題)「当巴田方立毛内見小前帳」	明治2 (1869)	10.	養林庵領山城国紀伊郡深草村*	竪帳	一冊	11丁	25.5×17.9
137	戸籍編成二付村方届書 (原題)「年忌御届奉申上口上書」	明治2 (1869)	2.	御収納取立役孫右衛門(印)→養林庵様御役人中様	竪帳	一冊	2丁	24.5×16.1
138	養林庵領石高并年貢高届書控帳 (原題)「知行租税録」	明治2 (1869)	4.	養林庵*	竪帳	一冊	3丁	28.0×20.0 (養林庵内常倫(印)→)元治1~明治1の届書を含
139	寺領年貢高調帳 (原題)「知行租税録」	明治2 (1869)	4.		竪帳	一冊	3丁	24.5×17.0

140	深草村明治元年高反別取調書帳 (原題)「御高反別取調書帳」	明治2 (1869) 6.	深草村	縦帳 一冊 4丁 24.2×17.5 (深草村庄屋七左衛門(印)・取立役孫右衛門)
141	寺領年貢高調帳 (原題)「山城国紀伊郡深草村去ル丑年より巳年迄五カ年取納高帳」	明治3 (1870) 6.	百々御所末寺養林庵*	縦帳 一冊 5丁 24.5×17.0
142	寺領年貢高調帳雛形 (原題)「山城国何郡何村去ル丑年より巳年迄五ケ年取納高帳」	明治3カ 6.	百々御所末寺何寺	縦帳 一冊 4丁 26.5×17.8
143	寺領年貢高調帳 (原題)「去ル巳年取納高帳」	明治3カ庚午 8.	百々御所末寺養林庵→	縦帳 一冊 4丁 28.3×20.2
143	養林庵領深草村慶応元年ヨリ明治二年 年貢取納取調帳 (原題)「山城国紀伊郡深草村 去ル丑年ヨリ巳年迄五ケ年取納高帳」	明治4カ	百々御所末寺養林庵*	仮綴 一綴 5丁 24.5×16.6 紙縫一ヶ所綴 表紙附箋2紙貼付 (百々御所末寺養林庵→京都御政府)
145	山城国紀伊郡養林庵領郷村高取調帳 (原題)「山城国紀伊郡之内寺領郷村高其外取調帳」	明治4 (1871) 3.	百々御所末寺養林庵内嶋田昌平(印) →京都御政府	縦帳 一冊 4丁 27.3×19.5 元朱印地深草村高物成六ヶ年平均書上
146	寺院明細帳 (原題)「寺院明細帳」	明治5 (1872) 10.	養林庵祖田→京都府知事長谷信篤殿	縦帳 一冊 5丁 23.0×20.0 朱筆有
147	祖庭得度二付戸長請書 (原題)なし	明治6 (1873) 8.	右村副戸長 石田勘左衛門→愛知県 令鷲尾隆袞	縦紙 一通 1紙 25.0×33.5 裏に「小区長 青山広輔」請印
148	御布告写控 (原題)「御布告写控」	明治7 (1874) 11. 15	養林庵*	縦帳 一冊 6丁 25.0×17.5
149	天寧寺泰仙書状 (原題)なし	明治7 (1874) 5.	天寧寺泰仙→微笑堂老庵主	切紙(統) 一通 4紙 26.0×38.0
150	養林庵明細書 (原題)なし	明治7 (1874) 5.	上京第五区養林庵→	縦紙 一通 1紙 15.4×111.3
151	寺院明細控 (原題)なし	明治7 (1874) 5.	養林庵住職松平祖田→	仮綴 一綴 2丁 26.0×19.0

152	養林庵寺田山林等取調帳下書 (原題)なし	明治7 (1874) 5.		竪帳	一冊 2丁	25.0×17.0
153	届書控綴 (原題)「説教経会御届」ほか	明治9 (1876) 11. 17~ 同年15. 3. 17		仮綴	一綴 15丁	26.5×18.5
154	遙減禄受取出頭書 (原題)「遙減禄敷口上書」	明治10 (1877) 1. 20	上京区第五区畠中町養林庵住職松平祖田(印)→京都府権知事榎村正直殿	竪紙	一通 1紙	27.8×40.6
155	居宅他指図届書控 (原題)「図面書」	明治12 (1879) 12. 6	上京区第一語組畠中町唐林庵住職松平祖田→戸長御衆中	竪帳	一冊 2丁	26.0×19.0
156	宗門より譴責につき身上請書 (原題)「御請書」	明治16 (1883) 5. 9	岸本覚宝(印)→管長大教正畔上謀仙殿	竪帳	一冊 2丁	25.5×17.0
157	測量違二付修正願書 (原題)「官有私有地所罷諸測量違二而御断旁修正御願」	明治16 (1883) 2.	禅宗養林庵住職松平祖田→	仮綴	一冊 3丁	23.7×16.0
158	地券御書換願 (原題)「地券御書換願」	明治16カ	養林庵松平祖田・組寺継孝院住職徳岡恵深・法類天寧寺住職楠仙溪→上京区長杉浦利貞殿	竪帳	一冊 2丁	23.5×15.7
159	養林庵転宗願書 (原題)「転宗御願」	明治17 (1884) 4. 10	養林庵住職祖田〔他4名〕→京都府知事北垣国道殿代理京都府大書記官億越蕃輔殿	仮綴	一綴 3丁 奥に開届ノ旨請書印有	27.7×20.0
160	養林庵由緒調帳 (原題)「養林庵調査項標準書」	明治28 (1895)	下山見光(印)・信徒惣代山下弥兵衛(印)・本多茂一郎(印)・渋谷専祐(印)→	仮綴	一綴 3丁	26.5×19.0
161	借用証文 (原題)なし	明治37 (1904) 4.	下山見光、本田茂一郎→	竪紙	二通 1紙	26.0×36.0
162	養林庵普請代金請求書綴 (原題)なし	昭和15 (1940) 6. 30	丹羽真次郎→養林庵様	仮綴	一綴 6丁	24.5×19.6

163-1	建築代金領収証 (原題)「証」	昭和8 (1933) 9. 30	泉岡甚蔵→三輪旁太郎様	罫紙 一通 1紙 封筒 括 (163-1~4)	23.0×35.0
163-2	建築費代金請求書 (原題)「請求書」	昭和8 (1933) 8. 31	川端工務所→養林庵様分泉岡様	罫紙 一通 1紙 封筒有	20.5×32.3
163-3	新築費代金領収証 (原題)「証」	昭和8 (1933) 8. 31	泉岡甚蔵→養林庵様	切紙(続) 一通 1紙	23.6×32.7
163-4	建築請負仕切代金領収書 (原題)「証」	昭和8 (1933) 10. 31	泉岡甚蔵→養林庵様	罫紙 一通 1紙	23.0×16.0
164	養林庵開羅大部般若経慶讃法語 (原題)「養林庵開羅大部般若経慶讃法語」	近代力	現天寧恭僊杰香手草*	罫紙 一通 1紙	30.2×65.5
165	民費課出計算各表 (原題)「民費課出計算各表」	近代力		罫紙 一通 1紙	26.5×37.6
166	証書包紙 (原題)なし	近代力		包紙 一枚 1紙 「証書 元興院」	33.2×22.5
167	租税収納願書 (原題)「口上寛」	近代力	百々御所内杉原左近→京都府御役所	折紙 一通 1紙	28.0×40.0